

著作権	判決年月日	令和5年3月23日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年（ネ）第10092号		
○ ツイッターへの写真の投稿について氏名表示権の侵害があることが明らかであり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律5条に基づいて、投稿者と同じユーザIDで、投稿後にログインした者の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスの開示を求めることができるとされた事例				

（事件類型） 発信者情報開示、著作権 （結論） 原判決取消

（関連条文） 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（令和3年法律第27号による改正後のもの。）5条1項、3項、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」5条、著作権法19条

（原判決） 東京地方裁判所令和4年（ワ）第9828号判決

判 決 要 旨

1 事案の要旨

本件は、X（控訴人・原告）において、氏名不詳者がツイッターに投稿した写真は、Xが著作権を有する本件各写真を複製したものであり、その投稿行為（本件ツイート）により、Xの著作権（複製権及び公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害したことが明らかであると主張して、ツイッター社から開示された最新のログイン（本件ログイン）に係る経由プロバイダであるY（被告・被控訴人）に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和3年法律第27号による改正前のもの。）4条1項に基づき、本件ツイートをした者に関する発信者情報（氏名又は名称、住所及び電子メールアドレス。本件発信者情報）の開示を求めた事案である。

原判決は、Xが開示を求めている情報は、本件ツイートから約4か月後のログインに係るものであり、侵害前のログイン情報と同視できるほど侵害情報の送信との密接関連性があると認められない等として、Xの請求を棄却したので、Xが控訴を提起した。なお、控訴後に、上記改正法が施行されているが、本件については改正法が適用されることについて争いはない。

2 本件発信者情報が「特定発信者情報」（改正法5条1項柱書）に該当するかについて

(1) 発信者情報の開示が認められるログイン情報の送信については、「特定電気

通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」（以下「改正規則」という。）5条柱書が侵害情報の送信との「相当の関連性」を有するものとして、幅のある文言としていることからすれば、「相当の関連性」の有無は、当該ログイン情報に係る送信と当該侵害情報に係る送信とが同一の発信者によるものである高度の蓋然性があることを前提として、開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が保有する通信記録の保存状況を踏まえ、侵害情報に係る送信と保存されているログイン情報との時間的近接性の程度等の諸事情を総合勘案して判断されるべきであり、侵害情報の送信とログイン情報の送信との間に時間的に一定の間隔があることや、ログイン情報の送信が侵害情報の送信の直近になされたものではないことをもって、直ちに関連性が否定されるものではないというべきである。

- (2) 本件ログインの日時（令和4年2月10日）と、本件ツイートが投稿された時点（令和3年10月10日）との間には一定の間隔があるが、本件のような事案において、開示可能なより間近な時点でのIPアドレス等に係る情報が存在するかについては、X本人において判断することは困難であるところ、原審においてYや裁判所からこの点に関する指摘があったことをうかがわせる事情も見当たらず、このような事情を重視することは相当でない一方、本件では本件ツイートを投稿した者と本件ログインをした者の同一性が明らかであるという事情がある。

そうすると、本件ログインの通信は、本件ツイートと相当の関連性を有し、侵害関連通信（改正法5条3項）に当たるものと解するのが相当であり、本件発信者情報は、特定発信者情報（改正法5条1項）に該当する。

- 2 本件ツイートによりXの権利が侵害されたことが明らかであるかについて

本件各写真では、Xの著作に係るものであることを示すウォーターマークが付されているところ、本件投稿画像では、ウォーターマークが切り取られるか、縮小され判読困難となっており、また、本件ツイートに、Xの氏名等の表示はされていない。

そうすると、本件ツイートがXの氏名表示権を侵害することは明らかというべきである。